

# 国立大学法人鳴門教育大学学則

平成16年4月1日  
学則第1号

改正 平成17年3月14日学則第1号  
平成17年4月13日学則第2号  
平成17年11月14日学則第3号  
平成18年1月16日学則第1号  
平成18年3月8日学則第2号  
平成19年3月23日学則第1号  
平成20年3月17日学則第1号  
平成20年12月10日学則第2号  
平成21年3月23日学則第1号  
平成22年3月24日学則第1号  
平成23年3月22日学則第1号  
平成24年3月19日学則第1号  
平成24年4月16日学則第2号  
平成25年3月14日学則第1号  
平成26年3月20日学則第1号  
平成27年3月24日学則第1号  
平成28年2月16日学則第1号  
平成28年5月11日学則第2号  
平成29年10月18日学則第1号  
平成30年2月15日学則第1号  
平成31年3月13日学則第1号  
令和2年3月11日学則第1号  
令和3年3月10日学則第1号  
令和4年3月9日学則第1号  
令和5年3月8日学則第1号  
令和6年3月13日学則第1号

## 第1章 総則

### 第1節 目的

#### (目的)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本法人」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）を設置する。

2 本学は、学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。

### 第2節 運営組織

(役員)

第2条 本法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第2条の2 本法人に副理事を置くことができる。

2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第3条 本法人に、役員会を置く。

(経営協議会)

第4条 本法人に、経営協議会を置く。

(教育研究評議会)

第5条 本法人に、教育研究評議会を置く。

(学長選考・監察会議)

第6条 本法人に、学長選考・監察会議を置く。

(監査室)

第7条 本法人に、監査室を置く。

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

(役員会等の必要事項)

第9条 第3条から前条までに規定する役員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 自己点検・評価及び教育研究等の状況の公表

(自己点検・評価)

第10条 本学は、教育水準の向上を図り、第1条第2項の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第11条 本学は、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表する。

第4節 組織

(学部)

第12条 本学に、学校教育学部を置く。

2 学校教育学部に、学校教育教員養成課程を置く。

(大学院)

第13条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に学校教育研究科を置き、課程は修士課程及び専門職学位課程とする。

3 前項の専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。

(附属図書館)

第14条 本学に、附属図書館を置く。

(学内教育研究施設)

第15条 本学に、教育実習総合支援センター、長期履修学生支援センター、地域連携センター、情報基盤センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、予防教育科学センター、生徒指導支援センター、発達臨床センター、セルフデザイン型学修支援センター及び遠隔教育推進センターを置く。

(厚生補導施設)

第16条 本学に、心身健康センターを置く。

(附属学校)

第17条 本学に附属して、次の学校を置く。

幼稚園

小学校

中学校

特別支援学校

(事務組織)

第18条 本学に、学長及び理事を補佐しその命じられた業務を執行する組織として、事務組織を置く。

(教員組織)

第19条 本学に、教育研究上の目的を達成するための組織として、専攻を置く。

(その他の組織)

第19条の2 第12条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合は、その他の組織を置くことができる。

(附属図書館等の必要事項)

第20条 第14条から前条までに規定する附属図書館等について必要な事項は、別に定める。

第21条 削除

(附属学校部)

第22条 本学に、第17条で定める学校を総括する附属学校部を置く。

2 附属学校部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 職員及び組織の長等

(職員)

第23条 本法人に、教授、准教授、講師、助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

(副学長及び各組織の長等)

第24条 本学に、副学長を置く。

2 本学に、附属図書館長、教育実習総合支援センター所長、長期履修学生支援センター所長、地域連携センター所長、情報基盤センター所長、小学校英語教育センター所長、教員教育国際協力センター所長、予防教育科学センター所長、生徒指導支援センター所長、発達臨床センター所長、セルフデザイン型学修支援センター所長、遠隔教育推進センター所長、心身健康センター所長及び附属学校長(附属幼稚園にあっては園長とする。)を置く。

3 本学に、専攻長(第19条で規定する専攻の長をいう。)及び附属学校部長(第22

条で規定する附属学校部の長をいう。) を置く。

4 第1項に規定する副学長、第2項及び第3項に規定する各組織の長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第24条の2 本学に学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(特命補佐)

第24条の3 本学に特命補佐を置くことができる。

2 特命補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第25条 本学大学院学校教育研究科に、学校教育研究科長を置き、学長をもって充てる。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第27条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学の創立記念日 10月1日

(4) 春期休業、夏期休業、冬期休業及び学年末休業

2 前項第4号に規定する休業日の期間は、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部

第1節 目的

(目的)

第29条 学校教育学部(以下「学部」という。)は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。

第2節 収容定員

(収容定員)

第30条 学部の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

課程	入学定員	収容定員
学校教育教員養成課程	100人	400人

### 第3節 修業年限及び在学年限

#### (修業年限)

第31条 学部の修業年限は、4年とする。

#### (修業年限の通算)

第32条 大学の学生以外の者が、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した後に学部に入学する場合において、当該単位の修得により学部の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を前条の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算に関し必要な事項は、別に定める。

#### (在学年限)

第33条 学生は、6年を超えて在学することができない。

### 第4節 入学

#### (入学の時期)

第34条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第40条、第41条及び第43条の規定により編入学、転入学又は再入学を許可された者については、学期の始めに入学させることができる。

#### (入学資格)

第35条 学部に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

#### (入学の出願)

第36条 学部に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

#### (入学者の選考)

第37条 前条の入学志願者については、学力検査その他の方法により選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第38条 前条の入学者選考に合格した者は、入学手続を取らなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(出願手続等の必要事項)

第39条 第36条から第38条までに規定するもののほか、出願手続、入学者の選考及び入学手続について必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第40条 次の各号の一に該当する者で、学部へ編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程のうち学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条第1項に定める基準を満たすものを修了した者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に定める大学入学資格を有するもの
- (3) 学校教育法施行規則附則7に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(転入学)

第41条 他の大学に在学する者で、学部へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することがある。

(転専修)

第42条 本学の学生で、転専修を志願する者があるときは、選考の上、当該専修の相当年次に転専修を許可することがある。

(再入学)

第43条 学部を卒業した者又は退学した者で、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。

(編入学等の必要事項)

第44条 第40条、第41条及び前条の規定により編入学、転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い、修業年限及び在学期限は、別に定める。

2 第42条の規定により転専修を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、別に定める。

第5節 教育方法等

(教育方法)

第45条 学部の教育は、授業科目の授業等によって行うものとする。

(教育課程の編成方針)

第46条 学部は、教育上の目的を達成するために必要な前条に規定する授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(連携開設科目)

第46条の2 学部は、教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、前条第1項の規定にかかわらず、大学等連携推進法人（本学の設置者が社員であるものに限る。）の社員が設置する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下、「他大学」という。）が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

(授業科目等)

第46条の3 学部において開設する授業科目（前条において開設したものとみなす授業科目を含む。）、単位数及び履修方法等は、別に定める。

(授業の方法)

第46条の4 学部の授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業について多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部においては、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第47条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。なお、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算については、同様の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて1単位とする。

(単位の授与)

第48条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第48条の2 学生が他大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(成績の評価)

第49条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第50条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学とあらかじめ協議の上、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で、卒業の要

件となる単位として本学において履修したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第51条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第52条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（第90条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第40条、第41条及び43条に規定する編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位（第48条の2の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第50条第2項及び前条第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 卒業要件、学位及び教員の免許状

(卒業要件)

第53条 卒業要件は、学部に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、128単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第48条の2の規定により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。

(卒業の認定)

第54条 卒業の認定について必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第55条 学部を卒業した者には、学士（教育学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状)

第56条 学部において教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

中学校教諭一種免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）

高等学校教諭一種免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、工業、英語）

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域）

2 前項の免許状の授与資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）に定めるところにより、所要の単位を修得しなければならない。

### 第3章 大学院

#### 第1節 目的

##### （目的）

第57条 大学院学校教育研究科の修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、教育等に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、併せて現代における様々な教育課題の解決・改善及び日本型教育システムにより開発途上国の教育改善を支援できる能力を培うとともに、教育等にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

2 大学院学校教育研究科の専門職学位課程は、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培うとともに、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力により学校や地域で指導力を発揮し、優れた教育実践を開ける力量を養うこととする。

#### 第2節 専攻及び収容定員

##### （専攻及び収容定員）

第58条 学校教育研究科に置く課程、専攻及び入学定員並びに収容定員は、次の表のとおりとし、主として、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者をもって充てる。

課 程	専 攻	入学定員	収容定員
修士課程	人間教育専攻	120人	240人
専門職学位課程	高度学校教育実践専攻	180人	360人
計		300人	600人

#### 第3節 標準修業年限及び在学年限

##### （標準修業年限）

第59条 大学院の標準修業年限は、2年とする。ただし、次の各号に掲げる場合において

ては、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第69条第1項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）の修業年限は、3年から5年以内の許可された年限とする。
- (2) 修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができます。

(在学年限)

第60条 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、長期履修学生の在学年限は、5年から7年以内の許可された年限とする。

第4節 入学

(入学の時期)

第61条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第63条又は第64条の規定により転入学又は再入学を許可された者及び学長が特に必要と認めた者については、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第62条 大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者

- (9) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの  
(転入学)

第63条 他の大学院に在学する者で、本学大学院へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することがある。

(再入学)

第64条 本学大学院を修了した者又は退学した者で、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。

(転入学等の必要事項)

第65条 前2条の規定により転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い、標準修業年限及び在学年限は、別に定める。

#### 第5節 教育方法等

(教育方法)

第66条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業、実習及び試験によって行うものとする。  
(研究指導教員等)

第66条の2 修士課程における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、学生ごとに研究指導教員を定める。

- 2 研究指導教員について必要な事項は、別に定める。  
3 専門職学位課程における授業科目の履修の指導及び実習指導を行うために、学生ごとに実習責任教員を定める。  
4 実習責任教員について必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第67条 大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育課程の編成方針)

第68条 大学院は、専攻の教育上の目的を達成するために必要な第66条に規定する授業科目を自ら開設するとともに、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- (1) 修士課程 研究指導  
(2) 専門職学位課程 実習指導  
2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専攻分野に関連する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。  
(授業科目等)

第68条の2 大学院において開設する授業科目（第77条において規定する第46条の2において本学が自ら開設したものとみなす授業科目を含む。），単位数及び履修方法等は、別に定める。

(授業の方法)

第68条の3 大学院の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学院において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業について多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学院においては、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第69条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する場合は、審査の上、これを許可することができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第70条 大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 修士課程においては、前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において履修したものとみなすことができる。

3 修士課程においては、前2項の規定は、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 専門職学位課程においては、第1項の規定により履修した授業科目の単位は、第73条第4項に規定する単位の2分の1を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において履修したものとみなすことができる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第71条 大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、1年を超えない範囲で研究指導を受けさせることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第72条 大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位（第90条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 修士課程においては、第63条及び第64条に規定する転入学及び再入学（次項において同じ。）の場合を除き、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第70条に規定する他の大学院において修得した単位とは別に、15単位を超えないものとし、また、第70条第2項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 専門職学位課程においては、転入学及び再入学の場合を除き、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第70条第4項の規定により修得したものとみなすことができる単位数及び第73条第6項の規定により免除する単位数と合わせ

て第73条第4項に規定する単位数の2分の1を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 修了要件、学位及び教員の免許状

##### (修了要件)

第73条 修士課程の修了要件は、大学院に2年（別に定めがある場合は、当該定められた修業年限。）以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項の場合において、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 第1項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第77条に規定する第48条の2により修得したものとみなすものとする単位数は、7単位を超えないものとする。

4 専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年（別に定めがある場合は、当該定められた修業年限。）以上在学し、所定の46単位（2年間の学修成果に関する最終試験を含む。）以上を修得することとする。

5 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第77条に規定する第48条の2により修得したものとみなすものとする単位数は、前項に規定する所定の単位数の4分の1を超えないものとする。

6 専門職学位課程は、教育研究上有益と認めるときは、大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

7 前項に定める実習単位の免除に関し必要な事項は、別に定める。

##### (学位の授与)

第74条 修士課程を修了した者には、修士（教育学）の学位を授与する。

2 専門職学位課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

##### (学位論文の審査等の必要事項)

第75条 前2条に規定するもののほか、学位論文の審査及び試験並びに学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

##### (教育職員の免許状)

第76条 大学院において教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教）

高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教）

特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域）ただし、修士課程を除く。

## 養護教諭専修免許状

- 2 前項の免許状の授与資格を取得しようとする者は、免許法及び免許法施行規則に定めるところにより、所要の単位を修得しなければならない。

### 第7節 準用

#### (準用)

第77条 第36条から第39条まで、第46条の2、第47条から第49条までの規定は、大学院に準用する。この場合において第36条中「学部」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

## 第4章 学部及び大学院共通事項

### 第1節 休学、転学、留学及び退学

#### (休学)

第78条 疾病その他特別の理由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、疾病その他特別の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

#### (休学期間)

第79条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

- 3 休学期間は、第31条に規定する修業年限及び第59条に規定する標準修業年限並びに第33条及び第60条に規定する在学年限に算入しない。

#### (復学)

第80条 休学期間にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

#### (転学)

第81条 他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

#### (留学)

第82条 外国の大学等で学修しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の規定により留学を許可された者の留学期間は、第31条に規定する修業年限及び第59条に規定する標準修業年限並びに第33条及び第60条に規定する在学年限に算入することができる。

#### (退学)

第83条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

### 第2節 除籍

#### (除籍)

第84条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第33条及び第60条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第79条第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- (4) 入学料の免除を申請した者のうち、免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- (5) 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予を不許可とされた者又は徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

### 第3節 賞罰

#### (表彰)

第85条 表彰に値する行為があった学生は、学長が表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

#### (懲戒)

第86条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 第2項に規定する停学の期間は、第31条に規定する修業年限及び第59条に規定する標準修業年限に算入せず、第33条及び第60条に規定する在学年限に算入する。

5 前4項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4節 学生宿舎

#### (学生宿舎)

第87条 本学に学生宿舎を置く。

2 学生宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 国立大学法人兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科への協力

#### (連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第88条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合研究科」という。）の教育研究の実施に当たっては、本学は、上越教育大学、岐阜大学、滋賀大学、兵庫教育大学及び岡山大学とともに協力するものとする。

2 連合研究科に置かれる連合講座は、上越教育大学、岐阜大学、滋賀大学、兵庫教育大学及び岡山大学の教授、准教授、講師又は助教（以下「教員」という。）とともに、本学の教員が担当するものとする。

### 第6章 補則

#### 第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（研究生）

第89条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

#### （科目等履修生）

第90条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を

許可し、単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第48条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第91条 他の大学若しくは短期大学又は大学院の学生で本学学部又は大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学若しくは短期大学又は大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第92条 他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生として入学を志願する者の検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別研究学生は、研究生の授業料の額に相当する授業料を研究生の授業料の納付方法の例により納付しなければならない。ただし、当該学生が国立大学の大学院の学生である場合は、納付を要しない。

(外国人留学生)

第93条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(研究生等の必要事項)

第94条 第89条から前条までに規定する研究生、科目等履修生等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額及び徴収方法)

第95条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びにその徴収方法等については、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第96条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合若しくはその他やむを得ない事情があると認める場合、又は学長が特に必要と認める場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料の免除)

第96条の2 激甚災害を受ける等やむを得ない事情があると認める場合は、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した検定料等)

第97条 納付した検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返付しない。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

## 第3節 公開講座

(公開講座)

第98条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することがあ

る。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、学部の第2年次から第4年次に在学する者に係る成績の評価及び卒業要件については、改正後の第49条及び第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学校教育研究科の収容定員は、改正後の第58条の規定にかかわらず、平成17年度は次の表のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
学 校 教 育 専 攻	285人
障 害 児 教 育 専 攻	40人
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	275人
合 計	600人

- 4 施行日において、大学院の第2年次に在学する者に係る標準修業年限、在学年限、修了要件及び教育職員の免許状については、改正後の第59条、第60条、第73条第1項及び第76条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、大学院の第2年次に在学する者に係る教育職員の免許状については、改正後の第76条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この附則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 学校教育研究科に置く専攻及び収容定員は、改正後の第58条の規定にかかわらず、

平成20年度は次の表のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
学 校 教 育 専 攻	145人
人 間 教 育 専 攻	90人
特 別 支 援 教 育 専 攻	40人
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	275人
高 度 学 校 教 育 実 践 専 攻	50人
合 計	600人

#### 附 則

この学則は、平成21年1月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前に入学した者については、改正後の第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成24年5月1日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の第73条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の第73条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学校教育研究科の収容定員は、改正後の第58条の規定にかかわらず、平成31年度は次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	収容定員
修士課程	人間教育専攻 特別支援専攻 教科・領域教育専攻	210人 20人 140人
専門職学位課程	高度学校教育実践専攻	230人
計		600人

- 3 大学院に平成30年度以前に入学した者については、改正後の第57条、第59条、第60条、第73条及び第76条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の第73条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。